

第五十五回 参議院文教委員会會議録第二十一号

(三七八)

昭和四十二年七月十三日(木曜日) 午前十時四十分開会

委員の異動

七月十二日

補欠選任

玉置 和郎君

重宗 雄三君

青田源太郎君

米田 正文君

高橋雄之助君

中上川アキ君

七月十三日

補欠選任

成瀬 幡治君

戸田 菊雄君

出席者は左のとおり。

委員長 大谷藤之助君

理事

楠 正俊君

秋山 長造君

鈴木 力君

北島 教真君

近藤 鶴代君

内藤三郎君

二木 謙吾君

吉江 勝保君

小野 明君

小林 武君

千葉千代世君

戸田 菊雄君

柏原 ヤス君

林 塩君

國務大臣

文部大臣 鋼木 亨弘君

政府委員

文部大臣官房長 岩間英太郎君

文部大臣官房会 井内慶次郎君

計課長 天城 勲君

文部省大学学術 局長 赤石 清悦君

文部省体育局長 渡辺 猛君

事務局側 常任委員会専門 員

本日開会に付した案件

○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○教育、文化及び学術に関する調査

(東北大学の臨界未満実験装置に関する件)

○委員長(大谷藤之助君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。昨十二日、玉置和郎君、青田源太郎君、高橋雄之助君が委員を辞任され、その補欠として、重宗雄三君、米田正文君、中上川アキ君が選任されました。

○委員長(大谷藤之助君) 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、すでに提案理由の説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願います。

○千葉千代世君 学校医と学校歯科医、学校薬剤師、この勤務は何の法律、何の規則によって規定されているんでしょうか。

○政府委員(赤石清悦君) 学校保健法に基本的に

記載されておりまして、詳細な内容は、学校保健法の施行規則の二十三条、二十四条、二十五条にそれぞれ定められております。申し上げますと、学校医の場合は、学校保健計画の立案、健康診断、健康相談、疾病、伝染病及び食中毒の予防処置、その他学校における保健管理に関する専門的事項に技術及び指導に従事する、こういうふうな規定されております。

○千葉千代世君 聞くところによりますと、学校医のほか学校歯科医、学校薬剤師の方々の勤務については、非常に全国的にアンバランスがあるように見受けられるわけです。これは二、三年前の当委員会でも質問いたしました。資料をいただきました。しかし、その資料には非常に既述的なことが多く、よく内容がわかりませんでした。したがって、これは現在の状態で、いまだどんなふうな勤務状態であるかということだけ、わかる程度でけっこうですからお答えいただきたいと思

います。

○政府委員(赤石清悦君) 概括的に申し上げますと、御指摘のように、県ごとあるいは学校ごとによりましてその勤務の態様はかなり異なっているようにございます。平均的にこれを申し上げますと、学校医の場合は、都道府県立の学校の場合は、三日から三十日の幅があるようにございます。学校歯科医の場合は二日から二十四日、学校薬剤師の場合は一日から十八日、それからまた大多数を占めます市町村立学校の場合で申し上げますと、学校医の場合でございますが、四日から二十五日、学校歯科医の場合は三日から二十日、学校薬剤師の場合は二日から十二日と、こういうふうな幅が非常に多々ございます。大体平均して申し上げますと、全般を通じて申せば、学校医の場合は年間を通じて十三日、そのうち市町村立学校の場合は大体平均九日、それから学校歯科医の場合は、都道府県、市

町村全部を通じて七日、そのうち市町村立が五日と、学校薬剤師の場合は、平均しまして六日、そのうち市町村立が五日と、こういうふうな概括的に申せると思っています。

なお、さらに私どもの調査によりますと、県別にも小、中学校いろいろ調べたのがございまして、いま申し上げましたように、県別でもやはりかなり相違があるように報告を受けております。

○千葉千代世君 いま県別の資料がございまして、うですが、その資料はいつの資料でございましょうか。

○政府委員(赤石清悦君) これはことしの五月二十日現在の資料でございます。

○千葉千代世君 この前にちようだいしたのはもう二年か三年前の資料でしたから、たいへん新しい資料のように見受けられます。そこでお願いしたいのは、その資料を全委員にちようだいしたいことをお願いしたいこと、よろしくござい

ますか。

○政府委員(赤石清悦君) はい。

○千葉千代世君 續けて伺いますが、いまそこにございます中で、一番勤務状況のいいところの県二つ三つと、それから中間のところを一つ二つと、それから一番悪いところ、それからかけ持ちのところがあるように聞いておるのです。お一人の学校医さんがかけ持ちしております。そこがわかりましたらばお願いしたいと思います。わかる

ところだけでけっこうです。

○政府委員(赤石清悦君) 全部を通じての勤務日数の多い少ないという県は大体わかっておりますが、かけ持ちのパーセンテージの県別のやつはいま調査中でございます。まだできておりませんが、少し時間をいただかしていただきたいと思

います。勤務日数のほうで申せば、一番多いところは小学校で奈良県、二番目は大阪府、三番目

は

は

は

は

は

は佐賀県、東京、奈良県はぐんと抜いて二十五日と、二十日以上は奈良県と大阪だけでございます。

○千葉千代世君 東京は何日ですか。

○政府委員(赤石清悦君) 東京は十五日でございます。一番悪いのは高知県の六日でございます。

あと七日というのが非常に多いのでございまして、北海道、秋田、山形、福島、富山、岐阜、徳島、大分、宮崎、これはまあ大体小学校の例で申しましたが、中学校は大体似たような傾向を示しておりますけれども、ちょっとずれておるのがございまして、中学校で申しまして、一番いいところが大阪でございます。やはり二番目は奈良県でございます。それから悪いほうは五日で、栃木県の四日が一番最低になっておまして、岐阜の五日、高知の五日、宮崎の五日と、大体こういうことでございます。で、あとは大体まん中どころでひしめいている申しますか、並んでおるのが現状でございます。

○千葉千代世君 いまのは学校医でございますね。

○政府委員(赤石清悦君) 学校医でございます。○千葉千代世君 そこで今度は、薬剤師の勤務状況でございますが、おわかりになる程度でけっこうでございます。

○政府委員(赤石清悦君) 薬剤師で申しますと、小学でいいほうは、東京の十二日、大阪の十二日、これは飛び抜けて十台を確保しております。あとは、二番目にいいのが静岡の九日、栃木の九日といったようなところでございます。で、悪いところは、小学校で申しますと、山形、秋田、埼玉、全部二日でございます。大体二日の最低がそういう三県でございます。

中学校で申せば、やはり大体似通っております。東京の十一日、大阪の十二日、これがいいほうでございます。悪いほうは、やはり秋田、山形、埼玉、奈良、島根、高知、長崎、こういうところと二日と、こういうふうになっております。大体を申せば、五、六、七日あたりが平均

で、ずつとあとの県が並んでおります。

○千葉千代世君 そこでこの勤務状況をいま聞きますと、ずいぶんアンバランスのあることがわかったわけですが、これは一体何に原因しているとお思いでしょうか。

○政府委員(赤石清悦君) この原因は、やはりこれらの学校医、学校歯科医、学校薬剤師は、きわめて重要な仕事に当たっていたらだかたてまえにはなっておりますが、非常勤職員ということと、それからその報酬が地方交付税によって見られておって、その報酬の額はそれぞれ町村もしくは都道府県が条例でもってきめると、県ごとによっていいというたてまえになっておる。こういうことと、もう一つはやはり学校設置者なり学校管理者なりの学校保健に対する熱意の度合いの差ではなからうかと考えております。

○千葉千代世君 それではいま地方交付税の問題が出てきたわけですが、そう申しますと地方交付税、つまり財政的な措置としましては、国のほうからどのくらい来ておりますでしょうか。それから県によってそれに幾ら増しているのか、それから全然増していないのか。あるいは積算の基礎として盛ったのを、ひもつきでないために、県でまたそれをほかに流用して、うんと少なくなるとのくらい当事者に渡っているのか。その点がおわかりでしたらば伺いたいと思っております。

○政府委員(赤石清悦君) これは御承知と思えますけれども、固あるいは県が補助金を出して財源を措置しているのはございせん、もっぱら地方交付税、地方財源によってまかなうというところが明治以来のたてまえでございます。その学校医等の歴史的な発展を見ますと、やはりやや名譽職的な発展をしてきた点がございまして、どうして市町村の財政に見合つて報酬をきめていく、こういったたてまえになっておる。現在は地方交付税でこの財源を見ると、こういうことになっておりますけれども、補助金とは違ひますので、やはり市町村によってかなり差が出てきておる。したがって、その都道府県が補助金

を、固はもちろん補助金を出しておりません。県もほとんどこのために出しておらないのでござい

ます。

で、ついででございますが、地方交付税でどの程度現在財源措置してあるかと申しますと、非常に大変がございまして、昭和三十八年には年間学校医、学校歯科医の場合三千万円でございます。今年度はまだまきまきっておりませんが、昨年度最も新しい基準は、学校医、学校歯科医が二万二千万円になっております。それから学校薬剤師は一千万円になっております。これはしかし地方交付税の算定の基礎でございます。これは各市町村がどの程度出しているかは、これは条例なり教育委員会規則、もしくは単なるまあ予算上の基準と、こういったことで処置しているのでございます。ところが昭和四十年の調査によりますと、四十二年、この調査でございますが、都道府県立の学校の場合八千九百円から六万五千円の間になっております。これは学校医でございます。それから市町村立学校の場合は、五千五百円から六万円になっております。で、平均は都道府県と市町村合わせまして、学校医は二万二千六百円、ただし、市町村立学校は一万四千五百円になっております。したがって、地方交付税の算定の基礎にやや距離がある、こういうことになっております。

○千葉千代世君 そうすると、いま学校保健法によつて学校医、学校歯科医、学校薬剤師の方々の勤務のまあ大体の原則が立てられているわけですが、これも、実際の勤務状況にそれだけアンバランスがあり、待遇問題については、これはまた至つてお粗末きわまるという現状が出てきたわけなんです。で、まあ国の措置そのものが少ないのは言うまでもありませんけれども、その少ないのをさ

らに今度は下回つた地方の現状であるわけなんです。

す。で、いま国の出したのが一つのまあ積算基礎だけだからとおっしゃつたんですけれども、しかし、積算基礎として出すからには、それ相当の根拠がなくては出さなければならぬと思つておるのです。ですから、できればこれに沿つてもつと県々の独自性によつて上積みして、よい学校保健の発展が期されなければならぬと私は思つておる。そういう意味でいいますと、単に学校保健法ができたといつても法律が動くのではないわけ。幾らいい法律ができたって、法律が動いて学校保健が発展するものでないのです。実際に担当している学校の職員の方々、校長、あるいは養護教諭、学校医の方々それぞれの――いままあ学校医の方々と申しましたけれども、その中に学校歯科医、学校薬剤師の方々も含まれておる。こういう方々が一体となつていかなきゃならないわけなんです。そう申しますと、これは幾ら校長さんが逆立ちしたって、一人でやるものではないわけ。そういう意味で伺いますけれども、いまお話の中に勤務日数が東京、大阪、これは学校医の方も薬剤師の方も、それから歯科医の方もですね、都市はわりあいいいのですが、地方に行くといふん悪いですね。これはやはり待遇とららばらに見受けられますけれども、いかがでしょうか。その点伺います。

○政府委員(赤石清悦君) 御指摘のように、県別のこの待遇の平均と先ほど申し上げた勤務日数のそれとどう並べてみますと、確かに一致する傾向のあることは認めざるを得ないと思つておる。しかし、これは私の私見になると思つておるが、それとやはりいなかの学校に行きますと、お医者の方が少ないし、非常にかけ持ちしたり、いろんなお一人で活躍する舞台が広まっております。ついつい心ならずも学校にいく日数が少なくなるといった事情も若干あるのではなからうかと、こういうふうにお考

えます。

○千葉千代世君 かけ持ちの問題に関連しますけれども、地方に行きますと、学校医の方もかけ持ちしていらつしやるし、特に薬剤師もいられない

で、ついででございますが、地方交付税でどの程度現在財源措置してあるかと申しますと、非常に大変がございまして、昭和三十八年には年間学校医、学校歯科医の場合三千万円でございます。

今年度はまだまきまきっておりませんが、昨年度最も新しい基準は、学校医、学校歯科医が二万二千万円になっております。それから学校薬剤師は一千万円になっております。これはしかし地方交付税の算定の基礎でございます。これは各市町村がどの程度出しているかは、これは条例なり教育委員会規則、もしくは単なるまあ予算上の基準と、こういったことで処置しているのでございます。ところが昭和四十年の調査によりますと、四十二年、この調査でございますが、都道府県立の学校の場合八千九百円から六万五千円の間になっております。これは学校医でございます。それから市町村立学校の場合は、五千五百円から六万円になっております。で、平均は都道府県と市町村合わせまして、学校医は二万二千六百円、ただし、市町村立学校は一万四千五百円になっております。したがって、地方交付税の算定の基礎にやや距離がある、こういうことになっております。

○千葉千代世君 そうすると、いま学校保健法によつて学校医、学校歯科医、学校薬剤師の方々の勤務のまあ大体の原則が立てられているわけですが、これも、実際の勤務状況にそれだけアンバランスがあり、待遇問題については、これはまた至つてお粗末きわまるという現状が出てきたわけなんです。で、まあ国の措置そのものが少ないのは言うまでもありませんけれども、その少ないのをさ

らに今度は下回つた地方の現状であるわけなんです。

す。で、いま国の出したのが一つのまあ積算基礎だけだからとおっしゃつたんですけれども、しかし、積算基礎として出すからには、それ相当の根拠がなくては出さなければならぬと思つておるのです。ですから、できればこれに沿つてもつと県々の独自性によつて上積みして、よい学校保健の発展が期されなければならぬと私は思つておる。そういう意味でいいますと、単に学校保健法ができたといつても法律が動くのではないわけ。幾らいい法律ができたって、法律が動いて学校保健が発展するものでないのです。実際に担当している学校の職員の方々、校長、あるいは養護教諭、学校医の方々それぞれの――いままあ学校医の方々と申しましたけれども、その中に学校歯科医、学校薬剤師の方々も含まれておる。こういう方々が一体となつていかなきゃならないわけなんです。そう申しますと、これは幾ら校長さんが逆立ちしたって、一人でやるものではないわけ。そういう意味で伺いますけれども、いまお話の中に勤務日数が東京、大阪、これは学校医の方も薬剤師の方も、それから歯科医の方もですね、都市はわりあいいいのですが、地方に行くといふん悪いですね。これはやはり待遇とららばらに見受けられますけれども、いかがでしょうか。その点伺います。

○政府委員(赤石清悦君) 御指摘のように、県別のこの待遇の平均と先ほど申し上げた勤務日数のそれとどう並べてみますと、確かに一致する傾向のあることは認めざるを得ないと思つておる。しかし、これは私の私見になると思つておるが、それとやはりいなかの学校に行きますと、お医者の方が少ないし、非常にかけ持ちしたり、いろんなお一人で活躍する舞台が広まっております。ついつい心ならずも学校にいく日数が少なくなるといった事情も若干あるのではなからうかと、こういうふうにお考

えます。

○千葉千代世君 かけ持ちの問題に関連しますけれども、地方に行きますと、学校医の方もかけ持ちしていらつしやるし、特に薬剤師もいられない

で、ついででございますが、地方交付税でどの程度現在財源措置してあるかと申しますと、非常に大変がございまして、昭和三十八年には年間学校医、学校歯科医の場合三千万円でございます。

今年度はまだまきまきっておりませんが、昨年度最も新しい基準は、学校医、学校歯科医が二万二千万円になっております。それから学校薬剤師は一千万円になっております。これはしかし地方交付税の算定の基礎でございます。これは各市町村がどの程度出しているかは、これは条例なり教育委員会規則、もしくは単なるまあ予算上の基準と、こういったことで処置しているのでございます。ところが昭和四十年の調査によりますと、四十二年、この調査でございますが、都道府県立の学校の場合八千九百円から六万五千円の間になっております。これは学校医でございます。それから市町村立学校の場合は、五千五百円から六万円になっております。で、平均は都道府県と市町村合わせまして、学校医は二万二千六百円、ただし、市町村立学校は一万四千五百円になっております。したがって、地方交付税の算定の基礎にやや距離がある、こういうことになっております。

○千葉千代世君 そうすると、いま学校保健法によつて学校医、学校歯科医、学校薬剤師の方々の勤務のまあ大体の原則が立てられているわけですが、これも、実際の勤務状況にそれだけアンバランスがあり、待遇問題については、これはまた至つてお粗末きわまるという現状が出てきたわけなんです。で、まあ国の措置そのものが少ないのは言うまでもありませんけれども、その少ないのをさ

らに今度は下回つた地方の現状であるわけなんです。

す。で、いま国の出したのが一つのまあ積算基礎だけだからとおっしゃつたんですけれども、しかし、積算基礎として出すからには、それ相当の根拠がなくては出さなければならぬと思つておるのです。ですから、できればこれに沿つてもつと県々の独自性によつて上積みして、よい学校保健の発展が期されなければならぬと私は思つておる。そういう意味でいいますと、単に学校保健法ができたといつても法律が動くのではないわけ。幾らいい法律ができたって、法律が動いて学校保健が発展するものでないのです。実際に担当している学校の職員の方々、校長、あるいは養護教諭、学校医の方々それぞれの――いままあ学校医の方々と申しましたけれども、その中に学校歯科医、学校薬剤師の方々も含まれておる。こういう方々が一体となつていかなきゃならないわけなんです。そう申しますと、これは幾ら校長さんが逆立ちしたって、一人でやるものではないわけ。そういう意味で伺いますけれども、いまお話の中に勤務日数が東京、大阪、これは学校医の方も薬剤師の方も、それから歯科医の方もですね、都市はわりあいいいのですが、地方に行くといふん悪いですね。これはやはり待遇とららばらに見受けられますけれども、いかがでしょうか。その点伺います。

○政府委員(赤石清悦君) 御指摘のように、県別のこの待遇の平均と先ほど申し上げた勤務日数のそれとどう並べてみますと、確かに一致する傾向のあることは認めざるを得ないと思つておる。しかし、これは私の私見になると思つておるが、それとやはりいなかの学校に行きますと、お医者の方が少ないし、非常にかけ持ちしたり、いろんなお一人で活躍する舞台が広まっております。ついつい心ならずも学校にいく日数が少なくなるといった事情も若干あるのではなからうかと、こういうふうにお考

えます。

○千葉千代世君 かけ持ちの問題に関連しますけれども、地方に行きますと、学校医の方もかけ持ちしていらつしやるし、特に薬剤師もいられない

で、ついででございますが、地方交付税でどの程度現在財源措置してあるかと申しますと、非常に大変がございまして、昭和三十八年には年間学校医、学校歯科医の場合三千万円でございます。

今年度はまだまきまきっておりませんが、昨年度最も新しい基準は、学校医、学校歯科医が二万二千万円になっております。それから学校薬剤師は一千万円になっております。これはしかし地方交付税の算定の基礎でございます。これは各市町村がどの程度出しているかは、これは条例なり教育委員会規則、もしくは単なるまあ予算上の基準と、こういったことで処置しているのでございます。ところが昭和四十年の調査によりますと、四十二年、この調査でございますが、都道府県立の学校の場合八千九百円から六万五千円の間になっております。これは学校医でございます。それから市町村立学校の場合は、五千五百円から六万円になっております。で、平均は都道府県と市町村合わせまして、学校医は二万二千六百円、ただし、市町村立学校は一万四千五百円になっております。したがって、地方交付税の算定の基礎にやや距離がある、こういうことになっております。

関係もありすけれども、一人で五、六校かけ持ちしていらつしやる方がおられるので、それでお金は一人につき幾らと出るのだから五、六校かけもちしても一人分しか出ない、こう言われている。私はこれはおかしいと思うのです。一校について幾らと勘定してあるわけなんだから、もしかしたらば、これが積算基礎の中に一校について幾らという算定を出してあつても、つまり積算基礎の中にはそういうふうにしてあるから財政措置としてはそう組んであつても、地方へいった場合に、ひもつきでないために、まあ県のほう、あるいはそこでごまかしじゃないけれども、一人分しか出ないのだからといって、五校かけ持ちであつても一人分しかやらないので、經理にそう言われて、そのお医者さんなり薬剤師なり歯科医の方々は、それじゃ一人分しか出ないのだからというので涙をのんでおられるというふうになつてくれば、これは待遇と勤務とはやはりうらはらだといふことが看取できるわけですが、その点はどうかでございませうか、ひとつこれをお答え願ひたいのですが。

○政府委員(赤石清悦君) 先ほど申し上げましたように、かけ持ちの状態でございますね、兼務の状態につきましましては現在調査中でございます、最高何校ぐらいかけ持ちになつておられるか、それがどの程度であるかということはまだ詳細なデータは判明しておりませんが、一がいに申せないと思ひますが、確かに私の耳にしておりますのは、二校、三校あるいは四校、五校かけ持ちしている例も絶無ではないというふうには伺つております。ただ、いま先生御指摘のようにそれは報酬が少なから、そういうふうには市町村がされておられる、そういう御趣旨であつたかどうか知りませんが、しているのかどうかという面、全然ないとは思ひませんが、やはり一番多いのは、何といつてもいなかのほうに行きますと、お医者さんが少のうございませうからどうして一人の人が方々に引っぱりだこになつておられる、全然学校医がいけない学校ができたのはたいへんでございますから、どうぞ来

てほしいとこういつて各学校から呼ばれまして、心ならずも方々の学校に一人の学校医がいけないればならぬという社会情勢のほうをむしろ主じやなからうかと、こういうふうにご考慮しております。

○秋山長造君 ちよつと関連。いまの学校医の報酬のことでございまして、これは職務の内容についてはこれは施行規則に準拠すべきことと書いてあるのですが、その職務の執行の裏づけになる報酬については、これは文部省に何も準則のようなものはないのですか。

○政府委員(赤石清悦君) はつきり明文でこの程度出してほしいというふうな規定は実はございせん。ただ地方交付税で学校医はこの程度みた、歯科医はこの程度みたということには情報として流しておりますし、一般の地方交付税に対する関係省庁の希望としては、せめてその程度は確保してほしいという願望は一応しかるべき機会に伝えてあるわけでございます。ただ地方交付税という基本的な性格上、そのとおりの学校もあれば、いない学校もあるというのが現状だと思ひます。

○秋山長造君 その点がどうなんでしょうか。まあ全国一律ということを一挙にやるわけにはいかぬにしても、少なくとも府県単位ぐらゐでは、大体府県の教育委員会で指導して、大体こういう線を合わしてやるというぐらゐのことにはなるべきじゃないかと思ひますが、そうでないといつても、何か保健法というふうな法律ができていつても、何か一番肝心なところが抜けたようなかつこうになるのじゃないかと思ひます。その点はいかがでございませうか。多くの場合は、私も全般的なこととは知りませんが、市とか郡ぐらゐの単位で医師会あたりとそれから関係市町村の間、教育委員会の間で何か話し合ひでもして、そうして大体の線をきめて、歩調をそろえるというふうなことが散発的には行なわれておられるように聞きますけれどもね。何かいづれにしてもそれがはつきりしていない。それからさつき局長がおっしゃつた学校医というものは、大体昔から名譽職的な伝統に

なつておられるというふうな節もまだあるでしょう、地域によつては、だけれどもいつまでもそれにおんぶしておつたのではこれはだめだと思ひます。なかなか学校医自身もそういう名譽職的なことというふうな伝統的なムードというものがあるもので、自分自身のほうからこれだけということになかなか積極的に行ない出せぬというふうな特殊事情もあるでしょうけれども、しかし、これだけの学校保健法という大きな法律をつくつて、そうしてこれで積極的にやつていこうということである以上は、少なくとも文部省は、それはかつてにきめて、それを押しつけるということはできぬにしても、何か指導助言を、一つの準則というぐらゐのものをつくつて、そうして県教委を指導する、助言する。そして県教委は市町村教育委員会というものに対してそれをやはり流して、できるだけその線にそろえていくことが必要なんじゃないですか。いかがですか。

○政府委員(赤石清悦君) 従来、文部省は全然何もしないわけじゃなくて、内面的にはしばしば問題になりまして、地方交付税の基準等を示して指導してきたつもりでございますが、しかし、何ぶん過去からのいろいろなことがございまして、御指摘のように、あるに極端に言えば市町村ごと、隣の村ごとにも違つておられるという実情がございまして、ただ最近やはり医師の何と申しますか、就業している状態が、かなり市町村ごとに変貌しつつかあるようでございます。したがつて、やはり名譽職的な気持ちは一面残つておられると同時に、やっぱり勤務に対しては正当な報酬という近代的な感覚でもつて、これ足らんじやないか、こんな安っぽい報酬でもういやだといつて、地区によりましては何か医師が辞退をしたといつて、こういうふうな動きもあつてございまして、御指摘のような問題点については、私もこれは何とかしなければならぬと、せめて果あるいは市町村あたりでこれが連携をとつて、できるだけ努力をして、学校医、歯科医等の待遇については常軌的な報酬を出していただくようにしてい

ただくべきである、こういうふうにご考慮しておつたやさきでございます。

○秋山長造君 まあ考えておられるのはけつこうですが、それを何かこう形にあらわしてやつてくさい。それにいづいぶん地方のお医者さんから、そういうふうな話を聞きまして、いま局長のおっしゃるような話を聞きまして、それで、やっぱり名譽職的なものにもたれていくということはない、これはこの際私試せにやいかぬと思ひます。やはりきちつと出すだけのものは出して、それでやるだけのことはやつてもらうというたてまえにせにやいかぬと思ひます。もつと何か積極的な指導をやつてくさいよ。その点について何かお考えがあれば……。

○政府委員(赤石清悦君) こうした学校医の充足を含めまして、学校保健全般につきまして、いろいろ何と申しますか、文部行政全般において目を浴びない分野と申しますか、やや教育行政の分野において、わりと大事であるけれども、ちよつと問題にされてない分野がございまして、われわれの感じといたしましては、学校保健全体を通じて、何かもう一べん検討し直して、さらに一そううまいくような状態にすべきである、こういうことを考えておつて、保健体育審議会でもこの問題を取り上げていただく時期が早晩くるであろう、こういうふうにご期待しておつたところでありませう。

○秋山長造君 いまくるであらうというのじやない、成り行きまかせのような感じを受けますので、この点については、かねがね考えておられるというさつき話だったので、けれども、ひとつあなたのところでは早急に何らかの具体的指導の結論を出して、この準則をつくらせておくれ、何らかのそういう一つの基準のようなものをつくらせて、ひとつ相当強力で指導してもらわぬと、ただ地方の町村のやることで財政との相談だから一律にはいかぬというふうなことでほつておいた

ら、これはいつまでたつても解決せぬし、前進せぬ。てんでんばらばらのことになってしまうので、それから、そういう意味で建設的な強力な指導をやってください。それで、具体的に何かこういうことをやったということがあつたら、機を逸せずこの委員会に報告していただきたいと思ひます。お願いいたします。

○政府委員(赤石清悦君) 十分御趣旨を体しまして、前向きに検討させていただきますと存じます。

○小林武君 関連。文部大臣ちよつとお尋ねしたいのですが、私は学校医というものに非常に学校の教師としてお世話になつた、これは無医村から比較的中くらの都市と大都市と、いろいろあるから一がいには言われぬのだけれども、本来学校医というふうなものを将来どうすべきか。たとえば一年に一べんも来ていただけないというふうなところもあれば、それから頼めば簡単に相手が御迷惑でも、依頼のできるようなところもあれば、いろいろの形があると思うのですが、私は学校医というものの学校における重要性ということについて、この報酬の問題はそれとかかり合ひが私に多少あると思つておるのですが、いまのままのあれでいくのか、将来学校医というのはいくらすべきだといふようなこと、たとえば保健審議会なら保健審議会というふうなものがあるならば、何か検討の対象になつたことがあるのかどうか、これをお聞きしたいのです。私はこれはもう少なくともここ半世紀ぐらひは同じやり方をやつてきたように思ふのです。

○國務大臣(親木亨弘君) 実はいまも、ちよつと余談でございますけれども、私の父が実はいなかの学校医をやつておられます。その実態等を思い浮かべましてお答えするわけですが、確かに府県において学校医の制度につきましては、相当前時代的な遺風が残つておるかと思ひます。特に学校の保健関係が非常に重要になつてまいつておる時代でございますので、学校医制度につきましては、

やはりはつきりした一つの制度を出さなければならぬ時代がきておる。文部省でいま一応予算的に考へておりますのは、僻地等の無医村等の学校に對しまして、学校医、学校歯科医及び薬剤師を遠方から派遣する経費につきましては、これを僻地に補助をいたしておるのでございます。いろいろな態様がございまして、先ほど秋山さんからもお話がございましたけれども、この制度を早急に明確な制度に切りかえていくことは、きわめて早急には困難だと思ひますけれども、しかし学校保健の立場から申しまして、この制度をもう少し明確な姿に持つていかなければならぬ。ただ、たとえば学校医をいまのような委嘱する姿でなしに、相当の学校を兼務するということはございまして、学校医として専任の者を置くというふうな形をとつたらどうかという意見もございまして、現在の医者の数、及び保健所におきましても、医師を獲得するに非常に困難な実情にございまして、無医村の解消及び保健医の充足、その他医師の養成計画、それからそれらの医師に対する待遇の問題、これらをおおせまして基本的に考へなければならぬ問題があると思ひます。特に私は、やはり日本としまして一番重大な問題は、例の無医村解消の問題じゃないか。無医村を解消すると同時に、これに對しまして、学校医の問題もいろいろこれは関連して、いまま政府として考へていかなければならぬということ、先般実はこの無医村の問題は閣議の問題にもなりまして、ひとつこの際無医村解消に向かひまして相当強力な施策を打ち立てようと申し合はせていたしておるのでございまして、それに関連して学校医の問題も、文部省としまして真剣にこれと取り組んで、前時代的な一つのあり方というものを解消して、新しい学校保健の中核になるような制度をぜひ考へてみたい、こう考へます。

○小林武君 まあ関連でございましてから長くは申しません、私の経験から言つて、私は二年間いるうちに一度も学校医というものに来てもらつたことがないという経験を持つておる。私が来てもら

わなかつたから、その前十年来ないか二十年来ないかわからぬ。それから大きな学校の例を見ると、私はかなり長くそういう学校の身体検査の係をやつておつた。その間数年の間見ても、これは学校医の先生はぼくは過重だと思つたのです。千二百人か三百人いる生徒児童に對して、これは何日かとか割いてやらされるけれども、私は医者さんの技術というものはよく知らぬけれども、ぼんぼんとあつてみて、一体子供のあれがどんな状態になつてゐるのか、栄養なんかは昔は乙とか丙とか何とかいつてくれました。いつてくれました。眼科から何かその当時はみんなやつた時代がある。そういうことが一体どうなのか。それとそういうことを考へるといふと、運営的にはまだ余地がある。もう一つは、やつていただく先生に對して、一体私どもが知つてゐる限りのあれでは話にならぬ金なんです。それで忙し先生を何日間も学校にくぎづけする。幾ら日本の子供のためか何か知らないけれども、そんなことでは病院の経営がどうなるかといふことになるわけだ。これはとにかく待遇の問題その他いろいろの問題に關係してくるし、この法律案にも關係してくると思ひます。やはりちよつとこれはいささか時代離れをしてゐるような感じが実はしてゐるのです。そういうところからの不満はあります。私はこの間郷里に歸つて、二十年以上です、私が知つてからです、もう二十年以上です、私が知つてからです、私が知つてから、何だかこういふ書きつけ一枚で、しかも本人がよくわからぬうちに学校医かえたからといふ、いろいろお世話になりましたといふぐらひのことですけれども、私は「学校医の感謝状は要りません」、こう言つたにやうのです。大体そういう長い間の奉仕専門にやうしておいて、やめるときはまるきり何だか紙きれ一枚でこれを処理できるようなそんなやり方で、一体大事な子供の健康をよろしく頼みますといふのは横着な考え方だと思ふんです。実はこの間その先生から直接話を聞いて、なるほどなと思つた

のです。でありますから、私はここで、この法律案から若干離れてゐるとも考へられますけれども、やはり学校医の問題については、もうあまりのびのびと検討してゐる段階ではないように思ふんです。これは子供のやつぱり健康の問題ともかかわり合つて私はずい思ひます。これは局長、ひとつ大奮発をして、どえらい大きな予算でも要求して、あつと言わせるようなことをやらなければだめです。大体通るだらうと思つたところのそれをまたしぼつてその何掛けというふうなことでやつておつたら、百年河清を待つというふうなことになると私は思ふ。そういう点で局長は急速に抜本的にやらなければならぬというふうなお考えがあるかどうか、これは事務担当者としてどうですか。どうですか。ぼくらは経験からのことを言つてゐるのですけれども。

○政府委員(赤石清悦君) 大臣やいまの小林先生のお話を伺ひまして、私もいなかの生まれですから、その点についてはよく承知しておるつもりでございます。なかなかこの問題は従来から地方交付税の問題でいろいろ他省庁に要求する制度でございまして、でございまして、心ならずも途中で要求額どおりにいささか、たとえば地方交付税に對する報酬の額でございまして、十分でなかつたといふようなことがございまして、しかしこの問題はやはりわれわれ事務屋だけの問題でなく、かなり高い次元で取り上げることによつて、かなり前進するのではなからうかと思ひます。そういう意味で、本日の質疑応答の機会に、保健体育審議会でも保健問題をいささか取り上げようという段階になつておられますので、御趣旨もございまして、ただいまのような点をも十分大きな問題として早急に取組むように、これは大臣にも申し上げなければならぬと思ひますが、取り上げていただきたい前向きに大いに前進させていただきたい、また前進させていただきたい、また前進させていただきたい、このように考へておるわけでございます。

○千葉千代世君 いまの小林委員の質問は、この法案に無縁のものとおつしやつたが、決して無縁

でなくて非常に関連があるのです。災害補償の計算その他にもありますが、ずっとこの法律はいい法律だと私は思っております。願わくはもつといい法律にしていただきたいという意欲を持つておりますので、そういう意味で前提として、現在学校医、学校歯科医、学校薬剤師が置かれている現状その他をしっかりと把握して、そしてともどもやっぱり法律をつくっていくという任務が私どもにもありますので、そういう観点でお聞きしているわけでありまして、これは率直に私伺いたいと思っております。

そこで大臣は、先ほどのお話ではお出かけになるようですが、またお帰りになれますか。ちよつと御都合を伺いますけれども、それによつて質問しておかぬと……。

○国務大臣(鈴木幸三君) まだずっと一時ごろまではたいていおられると思ひます。

○千葉千代世君 さっきの待遇の続きなんですすが、聖職意識ということを局長さんはおっしゃつておりましたんですが、あげ足をとるわけではありませぬけれども、いま健康保険の問題でたいへん山のようにきておりますけれども、あの中には聖職意識というものでなくて、ほんとうに人間の命を守るというこの真の意味の人間尊重という意識に燃えて非常に一生懸命になっておいて、あの法律の内容について真剣に取り組んで、いろいろの姿を私に見受けるわけです。そういう意味合いにおきまして、やはりそういう新しい時代の中でお互いにはやはり命を尊重し合うという時代です。それから、もうここあたりで文部省自らの聖職意識を振り捨て、教師も学校の現場で学校保健と取り組んでいく立場で、校長さんも、教師もお医者さん、みんなそれを振り捨て、真剣に取り組む体制をつくっていく、その一環としての待遇を見ていきたいと思つたのです。そこで、具体的に申し上げると、私の調べたものでは、やはり東京が断然いいわけなんです。これは学校医もいいし、歯科医もいいし、薬剤師も皆いいわけなんです。

第六部 文教委員会会議録第二十一号 昭和四十二年七月十三日 【参議院】

す。で、国の財政措置とそれにさらに上積みしてあるわけなんです。それぞれ区で予算を取つて加えていけるのです。一つの例で申しますと、目黒区が一番いいのです。これが約十万円近い。それからお医者さんがずっとよい。それから豊島区の例ですけれども、これは薬剤師の方で申しますと、薬剤師の方で年三万六千円、区でさらに予算をとつて四万八千円にしているわけなんです。だからたいへんな違いになります。それで国では一万二千円の積算基礎でもって財政措置して、こういふふうにおつしやいましたね、交付税の実態を。そうしますと、ずいぶん違いになります。私はいくらでもたいへん少ないと思つているところにもつていって、さらに一方では一番少ないところは五百円というところがあるのです。五百円ですよ。それから学校医と学校歯科医と学校薬剤師の方に差がついておるので、手当の差があります。それから私この災害補償法のこれを見ていくと、たいへん差があるように思ひましたので、気になりますので、後ほど伺いたいと思つたことがあります。これはどういふところから差がついてあるのか。いまは学校医さんも学校歯科医も学校薬剤師の方も、みな大学の修業年限には変わりがないのですけれども、どういふところからきていますか。その辺を伺わしていただきたいと思ひます。これは後ほどまたもう一べん質問いたします。

この内容に入りまして伺いますが、それに関連いたしませんけれども、この手当の方面で見ても差があります。いま申し上げた、それは一番初めに伺いました何に準拠して勤務しておるかという中、学校保健法云々で、勤務日数その他ということ、勤務日数その他によって積算の基礎にしたのですか。それによつて、どういふことになるのですか。だから仕事によつて差別をしたということではないのですか。その辺をきかんとしてみたいと思ふと、私は差別待遇がすくなくやなんです。差別をする人はどんな人でもいやです。

○政府委員(赤石清悦君) いまの先生の御質問は、学校医と学校薬剤師の報酬の違いが第一のようでございます。それから同じ学校で学校で学校によつて違うということでございます。学校医と学校薬剤師の違いでございますが、これはわれわれ一般にこういふふうな受け取つておられます。お医者の方は大学で六年勉強してインターンがあつて、七年かかる。薬剤師の場合は四年で一応一人前になるし、こういふことが基礎になりまして、公務員の給与ベースでも差が違ひまして、最初の初任給からしてお医者さんと薬剤師さんは差ができておられます。たいへんまあ差があるということとは遺憾なことかもしれませんが、一応俸給表によつてどういふ合理的な何か基準にしていかなければなりませんから、そういうふうにして違つておられます。大体そういう思想でもつてこの地方交付税の算定基礎の場合も、それと完全に同じであるとは言ひ切れないかもしれませぬが、若干学校医、学校歯科医は大体同じ系列で、薬剤師さんは少し落ちておる、こういう関係になつておられます。また同じ学校医、同じ薬剤師の間、これは補助金でございますので、市町村によつて、これは補助金でございますので、市町村に幾らというきめ方とか、生徒数一人について何円、こういつたきめ方をしている例が多いようございまして、その辺の違いが、Aという村が生徒一人二十円と見ると、Bという村が三十円と見れば、どうしても違いが出てくる、こういうことになつていられるのではないと思ひます。

て手当でございますから、そういう意味で原則的にはいまの話は私わかつたわけなんです。ただこちらの中身に入つてしまつと、私混線しますから避けませんが、この基礎の中で二十五年で打ち切るとか、内容の中に差があつたということが——これは重複を避けます。そのことはもう置きます。いまわかりましたから二度は聞きませぬ。差別ではない、これは差別的な差だということがわかれば、今度こちらのほうにいきますと、積算基礎の中の一萬二千円、校長さんとの差ですね。これは勤務日数の差でしょう。それならば了解できるのです。仕事の性質だとすれば、いま新しい科学時代になつて、公害対策とか、いろいろな学校薬剤師の仕事の分野というものはたいへんふえてきたのです。たとえば私船橋に住んでいても、どんな公園ができて、どうもつけないきや何もつけないで、蚊は住みほらうだ、こういう中にいれば公害がうんとある。文部省は体育局でプールつくればプールつくれと予算を取つておいて、その消毒もちつともしない——まあたまたまは消毒はしてはいるでしょうけれども、消毒の管理はだれがするかと、いうことになりまして、学校薬剤師の方がやつて、昔は塩素クロームをやつた、いまは何をいたしますか、私も薬は知識が乏しいのですが、そういうことについても薬剤師の方は取り組まなければならぬ、あるいは身体検査するにしてもいろいろの機械なんかについてもたくさん要るでしょうし、ずいぶんいろいろな薬についても、理科室の薬の管理とかその他たくさんのお仕事がある。公害方面についても、国会でもそのために公害対策委員会というものを設けたのですから、それほど重視されているわけです。ですから地域の保健所あるいは公害対策、いわゆる環境衛生、この学校保健法を見ますと、薬剤師の任務の中に環境衛生ということが書かれておりますが、そういうふうな含まれていきますと、やろうと思つたらこれはたいへんなお仕事になります。

○千葉千代世君 わかりました。ですから、私が言ひたいのは、何でもかんでも差をつけるのではなくて、仕事の内容を檢討していかなければならぬわけですね。ですからいま言つたのは、同じ大学を卒業して、同じ修業年限であつた場合には差をつけないということですから、その意味ではいまの修業年限のことは了解いたしました。ところが、お医者さんでも昔お出になつた方と今の方は違つたわけでしょう。ですから厳密に言へば個々差があるわけですが、ただこれが給与でなく

五

とてもこの手当てでもならないから、やれる限度でやっていたたくとしても、それにしてもお粗末きわまる手当てでございますから、これではどうしようもないということになりますね。さっきの校医の方にしまして、いま小林委員が述べられたように、小林委員が北海道の学校に二年間いて一べんも校医さんがこないというのですから、これはまた驚き入った次第で、これまたたいへんな問題をやらんでおりますけれども、そういうふうなアンバランスのあるという一つの問題ではなからうかと思つたのです。ですからやはり仕事の内容そのもの、どちらが重くてどちらが軽いこと、これは、軽卒に学校医さんの仕事に重くて学校薬剤師の仕事が軽いとかいうその観念は払拭していただきまして、学校医さん、学校歯科医さん、学校薬剤師さんという仕事をするものは違つかもしいないが、一貫して流れる内容、重要さというものは変わりが無いという認識に立つた手当の組み方という基本について反対でございますかどうか、それだけ聞かしていただければ、あとはこの論議はやめて次に進みたいと思つたのです。

○政府委員(赤石清悦君) 交付税に対しまして私どもの要求するときの態度を申し上げます、おわかりいただけると思いますが、いろいろな仕事の中身と仕事の量とではほんとうは区別せらるべきものかもしれないと思つては、しかし、現段階におきましては、さような仕事の中身において差をつけるだけ念入りな報酬になっておりませんので、いまもつぱら量的なものとして要求させていただきます。いまもつぱら量的なものとして要求させていただきます。たまたまて中せば、学校医の場合は定期健康診断に年間四十時間ぐらい御出席いただきたい。事後措置には四時間、学校環境衛生には四時間、臨時の健康診断には四十六時間、学校保健委員会二十時間、健康相談には十六時間、合わせて百八十時間、この時間に見合う金額として約五万円ほど要求している。だから私どもの態度は、質もあるでございますが、現段階においてはもつぱら量的な仕事をされる時間によって多或少ないということを考えていた

だ。この点は学校医も学校歯科医も薬剤師も同じでございます。ただ、現実に地方交付税がきまります段階におきましては、こういう私どもの要求に対して時間数を減らされますし、単価が減らされるといふことで自治省の現実の地方交付税は下がっていく。決して学校医、学校歯科医にそれが仕事に非常に違いがあるという要求にはなっておりません。時間の差異と、こういうふうになつております。

○千葉千代世君 ちようどいま学校薬剤師のところに入つたのですが、その中に一つ問題があるのですが、そのことは、お仕事の中に環境衛生の問題がございますね、その中に機械の問題がございます、八種類の機械を買つて検査をするというところで、そうして国が三分の一補助するたてまえになつて補助しております。これは間違つておつたら訂正してください。八種類で大体二十三万七千円かかる。これは三年前に四百七組か買った、ことは二百しか買わない、あとは打ち切りだということを知つたわけなんです。それでたいていの補助を見ていくと、これは学校の検査にしてみてもいろいろ問題にしても補助補助で、補助が三分の一ですから地方、市のしわ寄せでもって非常に困つていますね。これもその例に漏れないので非常な地方財政が逼迫しておりますから、三分の二地方で持つのは骨が折れるので二分の一補助にしてほしいといふことを聞いたわけなんです。私もとてもだと思つて。そこで、今度打ち切りになるということをお聞きしたんですけれども、それはほんとうでございますか。もしそうならば理由は何んでしょうか。

○政府委員(赤石清悦君) 御指摘の予算は学校環境衛生設備整備補助金、こういう名前の子算だと思つて。これもいま御指摘ございましたが、学校環境衛生の一そのの進展をはかるため、八種類を、水質検査器とか、照度計とか、騒音計とか、セットにしまして、これを買つた場合において二十三万三千七百円の一を補助いたしまして

う、こういう中身でございます。これは昭和四十年から発足して昭和四十二年度で三年を迎えたわけでございます。ところが、これは行政管理局のほうでいろいろ補助金の実態を調べた結果等もございまして、不用額が若干ずつ初年度から計上されてまいりました。したがって、この予算がそれほど重要なものではないのではないかと、一見そういう印象を与えた点がございまして。その理由をいたしましては、いま御指摘のように補助率が三分の一であるとか、もう一つ市町村に由来するは、八種類全部は必要としない、うちの一部分はからその全部必要としない、んだと、それを分けて好きなものだけ補助金くれぬかといふこともない、いろいろ御要望がございまして、御承知のとおり補助金というものは、一応きまつたとおりでなければならぬ、それからは、もう一つは、市町村は、やはり国の補助金を待たずしてそれそれもろろおつたというふうな事情からして、当初私も期したようなふうなことにこの予算が必ずしも地方で受け入れられなかつた。この点が行政管理局から指摘を受けまして、この予算はこれはやめるべきであるという指摘を受けたのでございまして、そこで、それやこれやを考慮しまして、私どもとしては昭和四十二年度でこの予算は一応成果を果したのとして考えよう。ただ、いま先生はまだいろいろ希望があるのではないかと、いつたような御意見のようでありまして、私どももいまの予算としては多少いろいろの問題がございまして、多少衣がえと申しますか、考え直して、これに似たような予算が将来受け入れられる可能性があるし、学校環境衛生というのには非常に重要な問題でございますから、しかし、行政管理局あたりからの御指摘がございますので、この予算は一応昭和四十二年度で、おしまひにいたしますと、こういうふうに言つてあります。ただ、私どもの気持ち、やめたあと、その結果どういふふうにしたらいいかというあたりの始末をもう一べん再検討させていただきます。

う、ちようどいま学校薬剤師のところに入つたのですが、その中に一つ問題があるのですが、そのことは、お仕事の中に環境衛生の問題がございますね、その中に機械の問題がございます、八種類の機械を買つて検査をするというところで、そうして国が三分の一補助するたてまえになつて補助しております。これは間違つておつたら訂正してください。八種類で大体二十三万七千円かかる。これは三年前に四百七組か買った、ことは二百しか買わない、あとは打ち切りだということを知つたわけなんです。それでたいていの補助を見ていくと、これは学校の検査にしてみてもいろいろ問題にしても補助補助で、補助が三分の一ですから地方、市のしわ寄せでもって非常に困つていますね。これもその例に漏れないので非常な地方財政が逼迫しておりますから、三分の二地方で持つのは骨が折れるので二分の一補助にしてほしいといふことを聞いたわけなんです。私もとてもだと思つて。そこで、今度打ち切りになるということをお聞きしたんですけれども、それはほんとうでございますか。もしそうならば理由は何んでしょうか。

○政府委員(赤石清悦君) 御指摘の予算は学校環境衛生設備整備補助金、こういう名前の子算だと思つて。これもいま御指摘ございましたが、学校環境衛生の一そのの進展をはかるため、八種類を、水質検査器とか、照度計とか、騒音計とか、セットにしまして、これを買つた場合において二十三万三千七百円の一を補助いたしまして

う、ちようどいま学校薬剤師のところに入つたのですが、その中に一つ問題があるのですが、そのことは、お仕事の中に環境衛生の問題がございますね、その中に機械の問題がございます、八種類の機械を買つて検査をするというところで、そうして国が三分の一補助するたてまえになつて補助しております。これは間違つておつたら訂正してください。八種類で大体二十三万七千円かかる。これは三年前に四百七組か買った、ことは二百しか買わない、あとは打ち切りだということを知つたわけなんです。それでたいていの補助を見ていくと、これは学校の検査にしてみてもいろいろ問題にしても補助補助で、補助が三分の一ですから地方、市のしわ寄せでもって非常に困つていますね。これもその例に漏れないので非常な地方財政が逼迫しておりますから、三分の二地方で持つのは骨が折れるので二分の一補助にしてほしいといふことを聞いたわけなんです。私もとてもだと思つて。そこで、今度打ち切りになるということをお聞きしたんですけれども、それはほんとうでございますか。もしそうならば理由は何んでしょうか。

○政府委員(赤石清悦君) 御指摘の予算は学校環境衛生設備整備補助金、こういう名前の子算だと思つて。これもいま御指摘ございましたが、学校環境衛生の一そのの進展をはかるため、八種類を、水質検査器とか、照度計とか、騒音計とか、セットにしまして、これを買つた場合において二十三万三千七百円の一を補助いたしまして

○政府委員(赤石清悦君) 先ほど申しましたように、いまのままの予算ですと、これは一応やめて再出発いたします。ちようどいま学校薬剤師のところに入つたのですが、その中に一つ問題があるのですが、そのことは、お仕事の中に環境衛生の問題がございますね、その中に機械の問題がございます、八種類の機械を買つて検査をするというところで、そうして国が三分の一補助するたてまえになつて補助しております。これは間違つておつたら訂正してください。八種類で大体二十三万七千円かかる。これは三年前に四百七組か買った、ことは二百しか買わない、あとは打ち切りだということを知つたわけなんです。それでたいていの補助を見ていくと、これは学校の検査にしてみてもいろいろ問題にしても補助補助で、補助が三分の一ですから地方、市のしわ寄せでもって非常に困つていますね。これもその例に漏れないので非常な地方財政が逼迫しておりますから、三分の二地方で持つのは骨が折れるので二分の一補助にしてほしいといふことを聞いたわけなんです。私もとてもだと思つて。そこで、今度打ち切りになるということをお聞きしたんですけれども、それはほんとうでございますか。もしそうならば理由は何んでしょうか。

所として行管のほうにいった手前、同じものをそのまま継続するわけにはまいりません。しかし、御指摘のように、だからといって学校環境衛生検査器具の希望がゼロかといえ、そうでないというところはわかっておりますので、新しい構想で直して、一種の違った構想で予算要求をさせていただきます。こころいふに考えております。

○千葉千代世君 非常にその点不満ですけれども、話をあとに残して次に進めてまいります。

もう一つは保健体育審議会でございますが、この保健体育審議会に現在諮問されている要綱でございます。いままでも諮問されておいていま継続しているものと、新たに諮問されておるもの、項目だけでけっこうです。それからその構成の中に学校医、学校歯科医、それから学校薬剤師、養護教諭、校長その他、これは名前が要りません、大体どんな構成メンバーか、概略でけっこうですから、言ってください。

○政府委員(赤石清悦君) 保健体育審議会につきましては、従来十ほどの諮問をいたしまして、答申をいただいております。その中にはスポーツ振興に関する基本計画、スポーツテストの実施内容といったようなのがございます。現在諮問中のものは学校給食の改善方策と、それから生徒の対外運動競技の基準の検討、この二つが諮問されて審議中でございます。それから委員のメンバーの中に、御承知と思いますが、保健体育審議会は四つの分科審議会がございます。一つは学校体育、一つは社会体育、一つは学校給食、一つは御指摘の学校保健分科審議会でございます。この学校保健分科審議会には学校医であられる方もしくは学校医に非常に関係のある方にお入りいただいております。人数は学校医の方が三人でございます。学校歯科医が一人でございます。学校薬剤師の方が一人、養護教諭の方が一人、その他学識経験者と、こころいふようになっております。

○千葉千代世君 いまの対外競技の基準の中に、これは義務教育、たとえば中学校の対外競技の問題なんかも諮問されている内容の中にございませ

か。

○政府委員(赤石清悦君) 生徒と呼んでおりますが、これは大体気持ちは小中高、従来は小中高でございました。そのうち、特に中高が一番問題点でございました。しかしだんだん小学校も問題になりますし、それから大学にも問題があるのではなからうかということ、生徒の中には大学も入れているという解釈をいたしておりますが、大体中学校と高校生が中心にならうかと思

○千葉千代世君 私がいま伺いたいのは、大学ではなくて、義務教育の対外競技の問題です。というのは中学校の対外競技の問題です。この前の委員会でこれまた小林委員からの質問で問題になったわけですね。ではさっきの身体検査と関連するんですが、学校医の数が少ないこと、それから勤務時間とかいろいろな点に關連して非常にアンバランスですね。したがって精密に検査することができないわけですね。私ずっとまあ三回ヨーロッパをこの問題だけを見て歩いたわけですが、そうすると、これは非常に合理的に割り切ったところがあつて一人のお医者さんが何分間に子供を何人と計算する、それでお金を幾らと割り切つてやりますから、非常に丁寧によくみる。お医者さんも仕事をちゃんと年間計画の中に割り当てて、この学校の児童は自分は年間計画の中で何人みる、それで自分の収入とバランスがとれるということとでびしとやりますから、それはたいへんに丁寧で、しかもそれが地域の保健所と連絡して概略をみ、それからピク・アップして精密検査というところが学校の身体検査を通し、家庭、それから地域の保健所と、ものすごくうまくいっているわけですね。それから公費とか私費とかの区別のバランスがとれているわけですね。そういうふうなところと、全然未開の国ではこれまたお話しになりませぬけれども、それから年じゅう身体検査をいたしませんで、二年に一回とかいうところもありませんが、それはいいところをいけば切りがありませんけれども、少なくとも一人のお医者さんが何人も

何人もやっています。幾ら電波探知機——聴診器と電波探知機は違いますが、そうわかるわけではありません。それで身体検査の施行規則だったか細則だったかちょっと私の中に、心臓精密検査はしてもいいけれどももしくもいいという、私の受け取り方がちょっと違つたらあれですが、あります。そうすると、やはり対外競技なんかいたします場合には、ただ表面をお医者さんがちょっとみて、そうだなあとおっしゃる、そのお医者さんが懇切丁寧に、あるいは学校の養護教諭の方々の皆さんと一緒に家庭のふだんの状態とか、前の病歴その他を勘案して、ちゃんとさつとしたあれをもって指導できればいいいいかわからないけれども、そうでない場合があるわけですね。これは事前の健康管理ということがきちつといて、その途中でもその事後もちゃんとこの計画は立っているのかいのか。よく健康管理をしながらやればいいじゃないかという論が優先してしまつて、それでこの間、可児参考人がはしなくも言われたように、やはりいま体育のほうに盛んだから学校保健のほうは軽視されがちだということを言われて、私は思わず賛成だということも言つてしまつたのですが、体育が盛んなことが十分にされていなくて、子供の体重がふえたから身長が伸びたから、それだからこれはもう対外競技はよろしいというふうな、形式的に片づけられたらたいへんなことであつて、最近の学説は私は知りませんが、やはり心臓が完全に発達して、そういうふうな対外競技にやや耐えられるというのにはやはり十六歳だといふのです。個々に差がありましようけれども、平均的に言つた場合には、そうすると、この学校医とそれから体育をやる人と、そういうのを総合的にやはりしなければならぬと思つたのです。だから保健体育審議会にいま入つていらつしやるメンバーを見て、こころいふないらつしやる方が入つていらつしやるわけですから、この対外競技についても、いま局長さんは大学をおもにとおっしゃ

たけれども、私はやはりここをかなめとして、はずさないようなあれが必要じゃなからうか。大臣は先般の答弁の中でこころおっしゃいました。賛成のような不賛成のような、やや賛成のような答弁をおつしやつていますね、一口に言へば、検討の余地があるというふうなこともおつしやつていたのですから、いま水泳などでは記録でやつておりますね、水泳ではつと中学校でも記録でやつてい。その記録だけで出すというたいへんな熱意はけつこうですけれども、夢中になつてしまつて、そうして子供の限界点も考えないような先生がうんといるということこれは事実なんです。これは私は現場で直接調べてみました資料があります。それは体育熱にあおられてしまつて新しい学校を今度建てます。これに港区の例ですが、新しい学校を建てます。それについては古い木造を建て直し、今度屋上を二億円かけてプールにします。なぜかという、国がいまのような体育政策ですから、負けやいられないから屋上を二億円かけてプールにします。年とつてからは動かないから、子供のうちから動かす。これは理屈としてはそれでよろしいけれども、どつかに一本はずれたもので進行しているような私は心配があります。そういう意味で、保健体育審議会なんかにせつかくの権威者がいるのですから、フルに活用して、そうしてやはりこころいふ点のなめはずさないような方向で、ふだんの学校医の活用のしかたといふものとあわせていく、その点についてもう一べん答えていただきたい。できれば文部大臣から学校のいまの改善策とあわせて長期展望になりませうか、その点も待遇問題とあわせてお答えを願います。

○國務大臣(榎本幸弘君) まず局長から……。○政府委員(赤石清悦君) こまかい点から、ちよつと私から先にお答えさせていただきます。心臓疾患の精密検査の点御質問だつたと思つたのですが、現在の学校保健法のたてまえでは、これは正確には施行規則でまづつておりますけれども、いろいろな項目を並べた中に心臓疾患の発見につ

める、それが健康診断の検査項目の一項に入っているわけでございます。しかし、これはまあ発見につとめるということであつて、ただいまの御指摘のように、さらに一その心臓疾患についての精密検査ということは、とても現在の学校医に、すべての学校でも期待できるものではないと思ひます。しかし最近子供の心臓疾患が非常に目立つてきておりますので、学校ごとに期待できないので、各県ごとにこういうことを県教育委員会に努力してもらおうじゃないか、こういう方向にいつております。まだそれが十分に至つておりませんが、すでにある県では二、三そういう方面の心臓疾患の発見に非常に努力しておる県がございます。文部省もそういう傾向を全国的に助長したいということでは、いま対策を練つておる点でございます。

○国務大臣(劔木亨弘君) 保健体育審議会のただいま学童の対外競技等に関する問題について諮問いたしておるわけでございますが、この対外競技につきましては、中学校までは相当きついで、かつては、長い間文部次官通牒というところで規制をいたしておつたのでございませうがこれに対してはいろいろな論議が起つてまいりまして、はたしていままでのとおりでいいかどうかということを諮問いたしておるわけでございます。学校体育はもちろん必要でございますけれども、しかし子供のいわゆる保健が体育に先行するものであつて、この学校保健の基礎の上に立つて体育の振興をはからなければならぬわけですから、場合によりまして、保健の基礎の上にならぬ体育の振興ということ、むしろ逆に言えば子供の健康に害になるという場合もあり得るのでございますから、そういう面を考慮して行なうべきだと思ひます。ですから、こういう意味におきまして、単に学校競技というだけではないに、保健という面からあわせて考慮するべきこととでございます。保健体育審議会にはそういう意味におきまして、そのほうの専門の方もお加わりいただいておりますのが現状でございます。

ただ、小林先生おられますが、申し上げますけれども、実はいま問題になっておりますのは、たとえば札幌で冬季オリンピックが行なわれます。それから日本の水泳等につきましても、相当国際的に言えば、一時水泳王國日本もだんだん低下してまいりました。特にオリンピックなんかにまいりますと、それに対処する意味から申しまして、やはり現在の中学校の高学年くらいはある程度対象になり得るのでございますから、やはりそういう意味も考慮されまして、現在ののとりの制限でいかどうかということも非常に議論になっておるのでございます。そういうことも考慮して、保健体育審議会で結論を出していただくのでございませうが、しかし、あくまでやはり学童の健康を基礎にいたしまして考へていただくということで審議会の御検討をお願いしておるわけでございます。

○千葉千代世君 この法案について質問いたします。法案の提案理由の中の二ページの初めの一行目でございます。「また障害補償および遺族補償に係る消滅時効」というのがございませう。これは新しい法律ができたから消滅すると、こういう意味に解釈してよろしいでしょうか。解釈だけちょっと聞いておけばよろしいのです。

○政府委員(赤石清悦君) これは現在二年でございます。二年たつてば消滅時効が完成するということでございます。それではお気の毒だから、二年から五年に延ばすという意味でございます。

○千葉千代世君 下に書いてありますね。わかりました。それから、これはたとえば船のお医者さんであつたものが学校医になつた場合に、船員保険のお金をかけたものがこちらに続くと、こういう内容と解釈してよろしいのですか。そういうものが一体どのくらいありますか。

○政府委員(赤石清悦君) 前段は御指摘のとおりでございます。一体それに該当するの何人いるかという問題……。

○政府委員(赤石清悦君) いまのところ全然おりません。将来もおるかどうか、これはちよつと予測できません。まあほとんどないのではなからうかと考へておりますが、法律はすべての可能性を前提にして規定しなければならぬものでございませうので、一応たてまえ上規定させていただいたわけでございます。

○千葉千代世君 私これを見ておりました、そういうのがあるかどうか、ちよつと二、三の県に聞いて合せてみたのですが、一つもないものですか、びつくりして居るのです。それで考へてみたら、一応これは教員その他公務員の災害の補償法に準じてやるから、それをそのままこうやつたことと解釈すれば、あとのほう、これはちよつと合わないというんじやありませんけれども、すぐ直接関係のないようなものもあつてもよろしいのです。これは、いまの問題と、たとえばもう一つ、ついでですが、児童扶養手当、これは社労よく取り上げられておる、特別児童扶養手当とかいう、これは貧困家族のようになります。学校医さんですと、あまり貧困家族ではないです。いま言ったように聖職意識だということであるから、貧困家族ではなくて、年収何万円という少ない額で適用されますから、まずこの適用は、いまのところ私はないと思つております。そうすると、これは一般の国家公務員あるいは地方公務員ですか、そういうふうな公務員の災害補償法に適合したからそれを準用するということでしょうか。ことばがちよつとわかりませんが、そういう意味でそういうのは列挙されておると解釈すれば、これは一々気にすることはないと、こういうことですか。

○政府委員(赤石清悦君) 大体の考へ方として、さうでございませう。でございますから、関連する法案について全然改正しなくても、ここ二十年間あるいは二十年間は何にも該当する事例がないんじゃないかと思われようなものでございませう。しかし神ならぬ身でございませう、どこにどういふ人が出てくるかわからないと

いうようなことで、ありとあらゆるケースを想定いたしまして、こういう補償制度全般を律しますいろいろな原則にとりまして、ありとあらゆる関係条文を整理したと、こういうこととございませう。

○千葉千代世君 そこで打ち切りになって、最後のほうの二十五年動向が何か最後になつていませう。表がいま私ちよつと手元にあるが、きのう調べてみたのです。表の中に、二十五年で打ち切りになつていませうというの、お医者さんだということ、わりあい収入が多いわけでしょう。国家公務員とかそれに準じた場合は、給料が俸給表によつてつとときまらましまし、五年つとめれば幾ら、十年つとめれば幾らとまらましますから、その方がなくなつた場合には幾らと、それから打つた場合に幾らというものは算定がすぐできます。それからお医者さんの場合ですと、収入がまちまちです。開業していらつしやるのが多いし、齒科医の先生もそう、薬剤師の先生もそうです。だから薬剤師の先生は開業してどのくらいもうけて居るかわからないのです。すぐもうけて居るらしいです。うんと金持ちが多いらしいのです。そうすると、幾らやつたつて、そういう人たちが今度けがしたとします。あるいはおなじりになつたとする、それも補償しなければならぬ、補償しなればわからないけれども、補償の基準というものは何かということになると、ここで見えていくという、たいへん無制限に補償できないから、基準を何で求めるかという、基準の額が何か二十五年でとまらまします、その解釈がちよつとできないのです。それをちよつと説明してくれませんか。お医者さんやちよつと説明してくれませんか。

○政府委員(赤石清悦君) いまの御指摘の点は、補償基礎額が五年未満、五年以上十年未満、二十五年以上となつて、それきりになつて居るが、学校医、学校薬剤師はもつと長くとめてい

るのではないかといたようなことを御指摘のようでございますが、これは実は法律の第四条に、これは学校医は非常勤でございますし、どこかに準拠してつくらなければならぬ、大体国家公務員の災害補償法にならっているわけでございますが、第四条に「前項の規定により政令で基準を定める場合には、政府は、国家公務員災害補償法の規定を参しやくするとともに、前条各号の補償が、同一の学歴及び医師、歯科医師又は薬剤師としての経歴年数を有する常勤の国家公務員で職務上「云々と、こういう規定がございまして、これらと同じようにやってほしいと、こういう法律の趣旨がここに書かれてございます。そこでこういう基本前提に基づきまして、補償基礎額表を、大体公務員の場合は二十五年以上というのが一番長い年限というふうになっているのでございまして、これに一応準拠したわけでございます。ただまあ御指摘のように、確かに普通の学校医の場合は、実際は閉業してしまして、もっと長くやっていると、いろいろあるかと思ひます。ただし、一応この制度を国家公務員災害補償法と見合せて規定する立場上こういう刻みを採用させていただいた、こういうことでございます。

○千葉千代世君 それはさつき質問の中に、長いこと安い手当で一生懸命働いておつて、やめるときには紙切れ一枚でやめると、こういうたわけです、いま交通が激しい、そうして自動車にはね飛ばされて不幸にしておなくなりになった、そのときの補償が少なうたいへんお気の毒だと、こういう気持ちから聞いたわけですね。そうしてそのお医者さんがうんと長く働いていらつしやるならば、たいへんな収入のある方なのに、非常にお気の毒だなどという気持ちで考えると、ずいぶん少ないなと、こういう気持ちがあつたわけですが、すかっつと割り切つて、国家公務員に準拠したから、換算すればこうだと、そういうことをいえばそれまでの話なんです、そういうことでしょ。

○政府委員(赤石清悦君) 確かに学校医、学校薬剤師等の先生方の中には、この補償基礎額表の基礎になるような何と申しますか、給与以上の収入のある方もいらつしやると思ひます。しかし、これはあくまで国、都道府県が責任を持つてございまして、公務災害補償の場合これこれまで補償いたしますと、こういうことなんでしょう。中には非常に収入の多い方もいらつしやるが、中には必ずしもそうでない方もいらつしやる。それらを通じてどの程度まで補償するかと、こういうきめでございますので、この辺でございせん願つておると申しますか、これが一般の考え方になつておると、こういうのでございまして。

○千葉千代世君 これは話がちよつと飛躍いたしますけれども、航空事故がございました場合のうちに、国内航空、それからこの間のカナダ航空の場合ですね、あれは五、六倍違ひましたね。片方は六百万円、片方は二千万円とかあるいは一億ですか、こういうふうなたいへん違つたでしょう。人の命に対してあれだけ評価が違ふ。国柄が違ふのだからさうだ、会社の規模が違ふのだからさうだと片づけてしまへばそれまでだけれども、やっぱり命に違ひはないということになつていけるので、さういう意味ではやはりこれは相当問題があるのではなからうかというのを考えるわけですね。ですから、ふだん手当が少なく、手当はよくしていきなさいという大臣の所信もありましたし、局長から一生懸命やるといふお考えも伺いました。そういうふうなことを伺ひますけれども、しかしこれはなかなかいまままで何年かかつてもさつぱり効果が上がつていないので、すぐあつたの役に立つと、私は率直に考えられませんが、できればたいへんありがたいんですが、しかし段階的によくしていくということですから、ちよつどよい機会だから、こころを考へる余地があるのではなからうかということをお考えおるわけですね。これはやつぱりほかの例もさうでしたかしらね。

○千葉千代世君 いままでの例ですね、いままです。これは一般公務員のベースアップによりまして毎年改定されますが、これは政令でございまして、そのつどその改定の率を個々に考慮しまして、これは順次毎年改定いたしております。そういう社会的な一般給与の水準によつてこれは毎年改定いたしております。ただ御指摘のように、学校医の中にはりつぱな収入を持つていらつしやる方もあるじゃないか、そういういろいろなこと全部加味するといふわけにはこれはやつぱりこの性格上できませんで、一般公務員の基準に照らしてそこまでは補償いたしまして、さうと、こういう基準でございまして。

○千葉千代世君 それは計算ですから、これは別に計算した人が悪いのじゃなくて、そういう数字が出てきたわけですから。これが今度一時金でなくて年金に切りかえていくわけですね。さうすると遺族の方ですと、今度たとえば奥さんにくわけてすから、年金にするといふと、五百万円で五十の人の年金だと月に計算していくと二百万円ぐらいですか、大体の見当は、それぐらいでしよう。大体の見当は二百万円でしよう。四百万ぐらいの恩給になつて、それで試算していくと……そんなになりませんね、非常に少ないですね。お医者さんをやつていたら、どんなにしたら……これは健康保険ですか、そう御収入も多いわけではなし、人件費もかかるし、それから手数料もかかるし、たいへんな繁雑なお仕事があるわけですね。歯科医の先生にしても学校医の先生にしても、それから薬剤師の先生にしても税金がものすごいです。たいへんな税金ですから、そう収入だつてあるように見えて実際はありはしませんから、それにしたつて二百万でやつていくものではない、大体の見当はそれぐらいです。いままらうわけじゃありませんから、大体の見当を申し上げたわけですから、そのようなわけで、最後にひとつ私希望があるんですが……

○鈴木力君 ちよつと関連して、これはちよつとわからないんですが、ちよつと伺ひますが、いまの補償の問題ですけれども、たとえば民間の病院に勤務しているお医者さんが学校医になつて、さうして学校医の何と言つたらいいの、学校医の

会議が何かに出席しておつて、そこで災害にあわ
れた、こういう場合の災害補償はどつちに補償さ
れるのかということですね、つまり普通の民間の
病院に勤務しておつて、そちらのほうの補償のほ
うははるかに高いだろうと思ふけれども、学校医
の勤務中に災害を受けたために学校医の補償を受
けるということでは非常に少ない額の補償を受け
る、こういうことになる、少しこれは問題がや
やくしくなるんじゃないかと思ふので、そういう
場合どう扱ふのか聞きたい。

○政府委員(赤石清悦君) 具体的な事例がわずか
しかないものですから、確實に申し上げにくいと
思いますが、しかし、いまの学校医の会議、それ
がその勤務している学校の命令でございますね、
それで出たような場合、これは明らかに対象に
なると思ひます。そのお医者さんが五人以上の病
院に就いておれば厚生年金のほうの対象にもな
るわけでございます。で、今度の改正法によりま
して併給が、両方からもらつてよろしいと、こ
ういう関係になります。

○千葉千代世君 それで、これは自宅から学校の
身体検査に行くときとか、あるいは子供に付き
添つて郊外へ遠足に行つたときとか、旅行に行つ
たときとか、あるいは水泳に海岸に行つたとき
とか、これははっきりしますね。ところがその校
医が往診に行きます。よそへ往診に行つてそれか
ら学校へ来ます。そうすると病家から学校へ来る
間、これはわかりますけれども、自宅から病家に
行く間に、そこでもし御不幸なことがあつたら
れはどうなりますか。ここなんです、私の伺いた
ているのは安全会法のときに、子供のふだん通学し
ているときならば、登校下校のときにはいいけれ
ども、ほかの道ではだめだということの問題に
なりましたね。それにちよつと……。

○政府委員(赤石清悦君) 子供の通常の登下校は
できるだけ広げて対象にしよう、こういうふう
に考え、またその事例がたくさんあるのでござい
ますが、学校医の例はどうか二件でござい
ますから、どうもちよつと申し上げにくいのです

が、やや、きわどい限界、学校に行く途中でござ
いますね。
○千葉千代世君 自宅から、目的は自宅から学校
へ行くつもりでおつたわけです。自宅から学校
の身体検査に行くつもりでおつたのです。と
ころが、急病か何かあつたとします。病家から呼
ばれます。そうすると途中で病家に行くわけ
です。病家に行く途中でそのお医者さんが自動車に
はねられちゃつたわけですね。そうすると、学校へ
行くわけじゃないわけですね。いま行く直接の目
的は病家へ行くわけですね。そのときにこれが適用
になるかどうかということなんです。それは審議
会に一任するのはいかがでしょうか。審議
会ですか、審査委員会ですかありますね、この
審査する機関。

○政府委員(赤石清悦君) きわどい場合は、市町
村だつたら都道府県の教育委員会で嚴重な審査を
受けるようにこの法律では規定しております。い
まのような事例は、どうもはっきり申し上げにく
いんですが、ちよつと困難ではなからうかといま
考えております。

○千葉千代世君 それで、最後に文部大臣の答
弁を伺いたんですが、さっき大臣は、学校医の
改善策に対して述べられたわけですが、私も、私
はやはり学校医制度に対して抜本的対策とし、専
任の学校医その他の方々を置くということがたい
へん大事じゃないか、かつてそういう例が東京の
中にあつたわけですね。しかし、さっき言われまし
たように、医者になる数が足りないその他の要因
をあげられたわけですね。これは何もこればかりで
はなく、あらゆる面であげられたわけですね。や
はりそれとあわせてやらなきゃならない
んですけれども、しかし、長期展望を掲げていか
なければならぬんです。そうしました場合に、こ
れよりあつた一校について一名ということではこれ
たりへんですけれども、たとえ五校について一
名なり五校について一名なり置いて、それで現
行の学校医制度はこのまま残しておいて、手当な
ら手当でこれはいいと思ふ。やつぱりこれは学校

の近くに学校医の先生がいらっしゃらないと困り
ますから、嘱託医制度、いわゆるこの方々は嘱託
制の方々ですから、この方々には当然にいただ
かなければ、地域の相談にもいかなければなら
ないし、いろいろなことがありますし、これはも
う当然必要な方々ですから、そのほかにやつぱり
港区なら港区にかつて置かれたわけですね、もと学校
衛生技師という存在で置かれたわけですね、もと学校
も、これは二十校に一名でございましたけれども
も、そうでなくつて、五校に一名とか十校に一名
とかというように担当して、常時いるというよう
なこういう方々が私は必要じゃないか、とりあえ
ずそうですね。そうして段階的にでもやつていくとい
うような、そういうふうなシステムでいきなが
ら、今度は地域保健所等をもつと有効に活用して
いつて、一体的な、地域保健所と一語になつた総
合的な計画を立てられなければいけないんじゃない
かということをお考えのわけなんですけれども、
その点の一つ、という、保健所のほうは人が足
りなくてそれどころじゃないと言つてしょう。そ
れからその中で考えることは、法定伝染病に關す
る予防だけこれはただでございます。公費でこ
ざいましょうけれども、そうでないのあります
ね、小児麻痺とかその他についてはお金を取つて
いるようにすけれども、そのようなことについて
うけれども、そういう点についての考えがありま
したら、それを一つ、それからもう一つは、中央
教育審議会に長期計画の諮問をなさんつたわけ
です。私は保健体育審議会というたいへんりっぱな
審議会があるわけですから、あそこにも諮問なさつ
た内容を見ていきますから、非常にいい諮問
をなさつていきますから、あれで慎重審議なさつた
その結果が直接文部大臣に行くのでしようけれど
も、中央教育審議会との関連は何もなしと思ふの
です。ですから、あの中にやはり保健体育の問題
とかいろいろな幼児教育の問題とか、中には保健
の問題や体育の問題がかなりあると思ふのです、
計画的の中に。そういう関連なんかを大臣として

どういうふうにしてあれしていくつもりかとい
う点だけちよつとお伺いして、終わりたいと思ひ
ます。

○国務大臣(鶴木亨弘君) 第一点でございます
が、専任の学校医を置くということは、特に小規
模の小さな町村なんか、とても現在の状況では無
理でございますけれども、ある程度地域的に相当
の学校数があれば、専門的な学校医を置くことが
適当な場合があると思ひます。そういう意味
におきまして、この専門の学校医の設置という問
題につきましても、ひとつ検討してみたいと思ひ
ますが、なおこれは保健所との関連もございま
すので、やはり総合的な立場に立ちまして検討して
いきたいと思ひます。

それからこの学校医なり学校保健の問題につ
きましても、中央教育審議会に對しまして、学制全
般に對しまする長期的な見通しについて諮問をい
たしましたわけですが、やはりこの児童の保健の
問題につきましても、これは当然にあわせて審議
の内容の中に取り入れられ、関連されて討議され
るものと思ひます。しかし、具体的な学校保健の
問題になりますと、やはり保健体育審議会のほう
が専門的な審議会でございますので、きょうの
いる論議されましたように、この学校医制度とあ
わせまして、先ほど局長が答へましたように、や
はりこの審議会などに対して、早急にこの構
想を描いていただくように、私としても審議会の
ほうにお願いをいたすつもりでございます。

○委員長(大谷藤之助君) 本法案に對する前の質
疑はこの程度にいたします。

○委員長(大谷藤之助君) この際委員の異動につ
いて報告いたします。

本日、成瀬晴治君が委員を辭任され、その補欠
として戸田菊雄君が選任されました。

○委員長(大谷藤之助君) 教育、文化及び學術に
關する調査中、東北大学の臨界未滿実験装置に關
する件を議題といたします。御質疑のある方は順

○委員長(大谷藤之助君) 教育、文化及び學術に
關する調査中、東北大学の臨界未滿実験装置に關
する件を議題といたします。御質疑のある方は順

次御発言願います。

なお、政府側より、鋼木文部大臣、天城大学学術局長、武安科学技術庁原子力局長、萩野谷科学技術庁原子力局核燃料課長、石川会計検査院第二局長が出席いたしております。

○戸田菊雄君 ただいま議題の件につきまして、質問いたしたいと思っておりますが、過日の予算委員会の第四分科会におきまして、一応大学の当問題に対しての一般の質問を行なっておりますので、きょうは、この大学の学問の研究、これは全く自由でなければいけませんし、あくまで学者の良識あるいは自主性によって行なわれなければならないという観点に立ちましての点については、きょうは触れないことにいたします。もっぱらこの臨界未満実験装置をめぐる国費乱費と思われるこの経理上の問題につきまして、質問をしてみたいというふうに考えております。

それで最初に、文部大臣が時間の関係で、だいぶ時間がないところおっしゃられますから、できるだけ大臣のほうに質問を集中し、文部省なり関係当局から出された資料の信憑性のあるものについて、きょうは質問してまいりたい、こういうふうなことを考えるわけでありまして、この前五月二十四日でありまして、文部大臣は、これらの問題について直ちに調査をして善処をする、こういうことを言われているわけでありまして、ここにこの経理上の問題について、お調べになったのかどうか、お調べになったとすれば、その問題に対してどういってお考えを持ったか、この点について大臣から御答弁を願います。

○国務大臣(鋼木亨弘君) 東北大学臨界未満実験装置の問題につきまして、いろいろこの装置の設置から今日まで、その使用を開始いたしておられますん事情につきまして、いろいろお尋ねがございました。私文部省においてその後調査をいたしたのでございますが、今日までの状況におきましては、少なくとも経理上につきましては違法行為はないものと、そう考えております。

○戸田菊雄君 それで、具体的に聞いてまいりますが、この文部省と検査院とそれから科学技術庁

からもらった資料の中で、信憑性のあるのは二つぐらいしかないのです。ですから、きょうはその装置に要した一億一千五百万円、この問題についてはあとに譲りたいと思っておりますが、もっぱらきょうは運営維持等の問題について、これはわずかに文部省あるいは検査院から出ておりますこれにしばって質問してまいりたいと思っておりますが、この検査員提示の運営維持費の資料だと思っておりますが、臨界未満実験装置経費使用調というものが一部出てまいっております。最初に、臨界未満実験装置経費使用調というのは、どういふ点をさすのか、この点をお聞かせ願いたい。

○政府委員(井内慶次郎君) ただいま戸田先生から御指摘のございました臨界未満実験装置の経費のことでございますが、通常こういう研究並びに教育用の設備は、本体がで上がりまして運転に入っておりますので、通常こういう研究並びに教育用の設備の調整費、それから部品を差しかえたりいたします経費、それから消耗品費、そういう当該研究設備を稼働してまいりますに必要なる経費を予算的に特に計上いたしまして、各大学に配付をいたしておるわけでございます。予算をいたしましては、本体が実際に動いてまいりますに伴いまして、いろいろなたとえば計量機器でございますとか、あるいは部品の中で消耗してまいりますものもございますとか、それから本来運転いたしますと、光熱水費等も相当な部分を占めることに相なるわけでございます。こういう経費に使用する目的で予算計上し、大学に配付いたしております。ただいま大臣からお答え申し上げましたように、本臨界未満実験装置につきましては、ポイド発生装置の問題等に関連いたしまして、いまだに本格的な装置の運転が行なわれていないという点はまことに私ども遺憾に存じておりますけれども、文部省といたしまして、実は三十九年、四十年、四十一年とこの実験装置の経費は配付いたしまして、この配付いたしました経費につきま

て、それではどのようなものを購入したり、どういふ経費の用途に充てているかということ、大学のほうの学部長並びに経理部長から資料を取りまして、できるだけ区分をいたしてみたい。そうしますと、ただいま申し上げましたように本格的な運転がなされておられませんから、光熱水費的なものとか、そういうふうなものはまだほとんど必要といたしてないわけでございます。主として本体の調整に要する部品あるいは備品の整備、この研究設備を動かしてまいらるに必要なる計器類、こういったふうなものの購入に充てているというのが現状でございます。

○戸田菊雄君 結局、総称的に言って運転維持費の部分補充、こういったところに使っているのか、この内容について具体的に簡単に御答弁していただきたい。

○政府委員(井内慶次郎君) 三十九年で申し上げます。三十九年では約四百万のうちで六十万程度が消耗品、その他は部品ということになっております。それから四十年度も同じく約四百万のうち消耗品等が約六十万、四十一年度も総額約四百万のうち消耗品が百二十万ぐらいに相なっております。でございますので、いわゆる部品それから調整経費等が大部分を占めておる、かように御理解いただきたいと思います。

○戸田菊雄君 この運営費につきまして、過日の五月二十四日、学術局長はこういふ答弁をしております。三十九年から毎年四百三十一万という運営維持費を交付をいたしております、こういうことでありますと、この検査院の装置経費使用調により四十一年も三百八十七万九千円、四十二年も三百八十七万九千円、四十二年も四百九万四千五百円、そうして四十一年は四百三十一万円を落としているといふもの、ここに出てきている金額の総額は違ふ、これはどういふわけですか。

○政府委員(井内慶次郎君) 一般の予算委員会の分科会におきまして、大学学術局長から御答弁い

ただいました金額は、予算の積算をいたしてあります金額でございます。この点は三十九年、四十年、四十一年と公務員の給与改定その他の補正予算がございまして、その際に既定経費を補正減をするということが三十九年、四十年、四十一年と行なわれてまいりました。こういった大学の研究設備に要する経費は、できるだけその際補正減にすべきでないということいろいろ大蔵省とも話をいたしておるわけでございますけれども、やはり補正財源との関連におきまして、既定経費を節約いたしております。三十九年と四十年はこういった研究実験用の設備を運転いたしまする装置経費につきましては、一〇%の節約をいたしました。それから四十一年度はそれが節約率を五%に実は減じてまいりました、そういうことで三十九年度、ただいま戸田先生御指摘の検査院のほうから御連絡のございました三百八十七万九千円が三十九年、四十年、当該装置費として私どものほうから配付した形になりました。四十一年は節約が五%でございますので、四百九万四千五百円、こういうことに相なったわけでございます。

なお、予算の配賦は年度でございまして、早目に配賦をいたしまして、各大学のほうでの執行の計画等を立てさせてやりますと、あいが悪うございまして、一応予算の積算に従いまして、おそらく三十九年、四十年、四十一年もならしたものといたします。で、補正予算が出てまいりますと、その分だけをお吸い上げるといいますか、納めるといいますか、そういう形で実際は措置がなされたのではないかと思っております。なお、先ほどのお尋ねの中で臨界未満実験装置が実際に稼働してないのに装置経費を三十九年から一体配付する必要があったのかどうかという点が、一つ私どもとしても反省いたしておる問題点でございます。この点年度の初めにできるだけ予算で計上されました経費は早目に大学に配当いたしまして、年間の使用計画を立てさせたい、年度末までにはおそらく稼働するであらうというふうな、そういう気持ちで正直当時あったかと存じます。この点は最初にお答え申し

上げましたように、いまだ稼働していないという点につきましては、予算を執行する立場といたしまして、まことに遺憾に存じておりますが、この装置経費の中身の性質から申しますと、いわゆる光熱水費的なものと消耗品費的なものと、それからいわゆる部品の性質のものとなりまして、三十九年、四十年、四十一年は部品のものにウエイトをかけて執行されておる、かように私ども大学の資料から考えております。

○戸田菊雄君 過日、五月二十四日に四百三十一万、総額にいたしました三年間で一千二百九十三万円、これは誤りであつて、その後節約目標というものを設立して、会計検査院が出してきたこの金額が正しい。総額これいきますと、千八百八十五万二千五百円、そういうことですね。ここをばつきり聞いておきたい。

○政府委員(井内慶次郎君) 実は申しわけないこととでございますが、参議院の予算分科会の際、私の会計のほうで実際に配当した最終金額なり執行いたしました金額なり確認をしまして、大学局長のほうに資料を差し上げるとまがなかつたものですので、予算積算額で局長からお答えをいたしたいわけでございます。

○戸田菊雄君 ですから、五月二十四日の学術局長が言ったという事は誤りであるということですか、どうなんでしょうか。

○政府委員(井内慶次郎君) 臨界未満実験装置経費の当初予算額で大学局長はお答えをされたわけでございますが、三十九、四十、四十一で、私どものほうで大学からも資料を徴しまして検討した結果、ただいま申し上げました三百八十七万九千円、四百九万四千五百円でありまして、そのように訂正させていただきます。

○戸田菊雄君 それじゃ、その内容についてお伺いをいたしますが、この三十九年度消耗品等の経費を見ますと、六十一万九千、それから四十年でまいりますと、消耗品等は六万二千、四十年でまいりますと、百二十五万三千、非常に変動があるわけですが、そういうことにな

りますと、消耗品の内容というものは一体どういうものか、具体的に説明を願いたい。

○政府委員(井内慶次郎君) 実は大学の研究並びに実験用の設備等の経費の扱いでございますが、御存じのように、この臨界未満実験装置は東北大学工学部の原子核工学科のほうで使用いたしまする設備でございます。で、それぞれの国立大学の各学科は講座編制組織に相なっております。で、経常的な経費といたしまして各講座ごとに教官当たりの積算校費というものと、それから対象となりまする学生の教育のための学生当たり積算校費、通常教官研究費、学生経費という名前と呼んでおりますが、これがいわばパーフェクトに大学に配賦されております。このパーフェクトに配賦されております研究費なり学生経費なりにプラスされて、こういった研究実験、実習用の装置の経費というものが実際はプラスされて配当されます。したがってまして原子核工学科といたしましては、原子核工学科の教官当たり積算校費なりあるいは学生当たり積算校費なり、それとこの臨界未満実験装置で配当いたしましたものと、実際の執行におきまして、特に消耗品等につきましては、そこに若干の融通等はこれは現実にあろうかと思ひます。消耗品の個々の中身につきましては、ちよつと手元に資料を持っておりませんので。

○戸田菊雄君 会計課長、実際に現地を当っておりますか。机上プランで一定の目標なりそういうものはあるでしょうけれども、現実には現地を当ったところでは、消耗品費というものは事務経費、写真関係であるとかあるいは一般事務用品、それからガラス器具、それから木材、金属材料、それから人件費、これは非常動が何名、こういうこと、常態としてはこの消耗品費に対してはどうか、常態としてこの消耗品費に對してはどうか、年度別に二十万ないし二十五万かかっているというのが実際なんです。ですから三十九年度の場合に六十一万九千円というものを消耗品費計としてあげておる、これは政府の資料ですからね、四十年の計で六万二千円です。四十一年度にまいりますして百二十五万円、こ

の実態は一体どうなっておるのか。実際現地の大学としては、消耗品費計上項目としてどういふものをあげて、どういふものに使われておるか、これを当たつてみましたか。

○政府委員(井内慶次郎君) 三十九年度みてみますと、消耗品のおもなものとして、リコーの感光紙代でありますとか、あるいは薬品関係のものでありますとか、そういったものに使用係のたというのを、私も大学のほうからの資料を確認をいたしております。

○戸田菊雄君 私は会計課長は現地の実情をあまり知らないと思うんですね。少なくとも四十年度の六万二千円というものは、消耗品からいけば、年間トータルでどうしてもこれだけ最低かかるといふものは二十五万ないし三十万、私が当ったところでは、それに対して六万二千円というのは、非常に消耗品費の中身に於いて変動があるということとです。あとからだんだん追及してまいりますけれども、あるはずですよ。それを勝手に「運営費の問題についてはこれは創作をしたものですか、それらを土台にして政府はこれを提示してきているんだと思うんです。だからいま会計課長が云っておる消耗品費等については、これは適切じゃないかと思うんですが、その辺どうですか、見解は。

○政府委員(井内慶次郎君) 私どもが大学の経理部長等を招致いたしました資料作成を依頼し、その資料を確認いたしましたものはただいま申し上げましたようなこととでございます。

○戸田菊雄君 時間がないうちで非常に困つておるわけですが、角度を変えていざれゆつくりやってみますけれども、ひとつ問題点だけ指摘をいたしますが、ぜひ記録をしてお調べをお願いしたいと思います。一つはポロン熱電対二本、三十六万円というのになつて住友、東芝購入で備品を買つておる。しかしこれは実際問題として設置上いろいろ失敗がありまして、ポイド装置のスカートの方がこの中に十一万円入つておる。それはあとから現地大学としては追加予算と

して要求をして実はやっているんです。ですから、これは運営費からそういうものを持つていいものかどうか、本来なら実験装置の設置に要する一億一千五百万、こういうものには付随的に実は私は会計上運用され、もしくはそういう正当な予算要求に基づいてやっていくのが正しいと思うのでありますが、この運営費から実は出しておる、これが一つです。

それからもう一つは、電動ポンプMP四式、一式を実は二十八万円で購入したのであります。が、万能工作機等について大学が購入する場合は、少なくとも理科学系統の専門機械でありまして、おまけに何となく、専門性を抜きにして、従来の購入慣行といふか、そういうものを抜かして実はやっているんですね、こういう問題についての見解が一つであります。

もう一つは、万能工作機一式を百八十七万円で購入している。このときに当時の小林教授は、明機産業から購入して実は五万円もらつておる。言つてみれば詐欺行為だ。そういう行為をしてやっているのであります。これはあとで資料要求をいたしますが、そのときにこの領収証を發行して、その後あとでうまくないということとで現金を返した。その領収証は全然金額が書いてありませんけれども、これはいまの棚沢工学科長が保管している。あとでこれは証拠書類として提示を求めたいと思う。こういう問題が一つ。

それから微量指示天秤一点というやつは七十五万円、これは追加予算の中に振りかえになつておる、実際は。ですから運営維持費中項目が上がつてくること自体が私はおかしいと思う。ですからこういう問題について非常に内容が、いまあげてきた運営維持費等の使用調べについては、きわめて偽造的なものが多いんです。こういう問題についてぜひひとつ回答願いたいのですが、時間もありませんから、これはひとつ記録にとめてお

いていただいで、あとで調査してもらいたい。それから四十年年度の臨界未満実験装置据付調整費三百三十六万二千円、これは運営維持費ではないのですから、これもこの中には入っていない、これはおかしいと思う。というのは少なくとも当時装置設置に伴って、運搬据えつけ調整費というのは別途予算要求として出しているわけですね。これはこまかく住友会社との工事契約の際に出しているわけでありませぬ。先ほど会計課長は、その契約の内容というものは、そういう運搬調整費も含まれる、運営維持費にはどこからいっても私は食込んでくる性格のものじゃないと思う。少なくとも一億一千五百万と、運搬調整据えつけ費、少なくともは別途工事契約の中で明らかに別の書類でもって契約がとり行なわれているわけなんです。そういう点についても私は非常に疑問に思うので、したがって、この四十年年度が消耗品費等六万二千円、きわめて低かったというのは、こういった臨界未満実験装置の据えつけ調整費等を無理にここにに入れてきているのです。結局そういう結果にならざるを得ないのだ。ですから、三十九年、四十年年度と見まして、四十年がきわめてずさんな経理というのは、そういうところに端があるのだからと思うのです。こういう問題についても十分ひとつお調べ願って、きょうは時間がありませぬから、四十一年度分には触れませぬけれども、運営維持費等については最後にもう一回問題にしまして、こまかく私は追及してまいりたいと考える。

そこで最後に、時間がありませんから、資料をぜひひとつ御提示願いたいと思うのです。次回までに資料要求をいたしますが、一つは運営維持費の三十九年、四十年、四十一年、各年度別の実際使用した明細書、現地帳簿であります。これをぜひひとつお出し願いたい。それから消耗品費の内訳明細、それはやはり現地帳簿があるはずで。

次は、万能工作機購入にあたって小林教授が明機産業から五万円詐欺行為をやったというのは、

さつき私がお話ししました領収書があるはずだ。その領収書をひとつ証拠物件として出してもらいたい。もう一つは、この装置実行にあたりまして、旅費その他でもって経費がかかったというので、住友会社に対して五十五万の請求をやった。しかも、これは重役会議でもって拒否をされました。そういう一こまがあるのでありまして、その実情報告、これをひとつ出していただきたい。

それから次に、臨界未満実験装置据付調整費、この現地帳簿をひとつ御返事願いたい。それから次に、住友商事株式会社提示の三十七年度、三十八年度の製造内訳書があるはずでありますから、これを住友会社の名入りの現地調製調書、これをひとつ出していただきたい。

それから次に、東北大学工学部の臨界未満実験装置仕様書一式、これは六業者が入札をいたしておるわけでありませぬ、その業者提出の全部、各社のやついろいろあります。それを全部提示をしていただきたい。次に東北大学の原子核工学科作成の運搬据えつけ調整仕様書一式、これをお出し願いたい。それから次に、製造請負契約書一式、三十七年度、三十八年度ございますが、それを全部出していただきたい。

それから次に、東北大学工学部長、棚沢工学部長から会計検査院文部検査官副長勝幸平殿あてに臨界未満実験装置に対する回答書というものがあります。同じように説明書というものがあります。この書類を二通御提示願いたい。

それから次に、請負業者の選定理由書、随意契約の理由書、これを出していただきたい。次に、住友原子力工業株式会社提出のポイド発生装置試験報告書一切、これを御提示願いたい。次に、東北大学工学部の三十六年、三十七年、三十八年の予算要求書と概算要求付属参考書、これを御提示願いたい。

次に、三十九年度工作機械費の購入選定理由書、これを御提示願いたい。

次に、臨界未満実験装置据付調整費三百三十六万二千円の内訳書を御提示願いたい。次に、ポイド装置十万以上の一欄表を御提示願いたい。

さらに、追加品目で二千万円近くのいろいろな機械工具等購入をしておるのでありますが、それらの工作機械一切、その内訳、こういうものを御提示願いたい。

以上の資料要求をきょうはいたしましたして、いざれ機会をみまして、それらの問題について逐次検討してまいりたいと思っておりますが、こういったことに対して文部大臣、この資料要求についてはどういふ今後の態度と言いますか、そういう問題についてお聞かせを願いたい。

○国務大臣(榎本幸弘君) この大学の経理一般につきましましては、文部省といたしましては、第一義的には大学の責任においてまかしておるわけでございます。その経理の状況について、文部省としてはできるだけの調査をいたしますが、もし、会計上不当行為があれば、これはやはり会計検査院の調査の対象になるべき筋でございます。また会計検査院からの不当行為に対しては、もし不当な個所がございまして、これが経理上不当がございませぬれば、これは当然に決算委員会においていろいろ議論するべき問題ではないか、できましたらひとつ、文教委員会におきまして、大学の経理その他につきまします決算上の問題につきましましては、一応ひとつ文部省としましては、会計検査院の検査を受けまして、その結果を待つて処理をいたしたいと思つて、文部省自身はできるだけの調査をいたしますけれども、できましては、事の性質上私ども今日、先ほど申し上げましたように、いままで文部省が調べました点におきまして、経理上の不正行為はないと承知いたしておりますが、しかし、まだ会計検査院の調査もこれから受ける問題もあると思つて、十分検査を受けまして、いま申されましたような資料等の提出は、もし提出をお許し願えましたならば、私としては非常に幸せだと思つて、ただいま申されました中で、

非常に広範なものでございませぬから、もちろん文部省としては提出する努力をいたしますが、ある程度時間をかしていただかねばならぬと思つて、まあしかし筋としましては、私どもまあ実は戸田委員がどういふ経路からそういうお調べをいただいたか、私自身非常にふしぎに思つて、大学は実はその自主性を非常に尊重します。文部省といへども、そうみだりに会計検査院的な捜査とか、そういうものはやらない。一応大学の経理部長の責任におきまして、報告を待つてその処理をいたしておるわけでございます。でございませぬから、これは国会の要求がございませぬので、私も大学に提出を要求することはできると思つて、しかし大学自体の中にそういうったような資料が、どうしてその経路で、その点も私どもとしましてはやはり調べてみたいと思つておるのでございまして、大学の自主性といひながら、大学みずから自主性を守つておるかどうか、私ども非常に疑問を持つておる点がございますので、そういう点もひとつあわせて調査させていただきます。と思つて、とにかく結論としましては、できるだけ資料を集めるようにいたします。

○戸田菊雄君 文部大臣のあれでいいんですけれども、いま文部大臣が言われましたように、私も大学の自治権なり自主性、学者の良識、こういうものは全く守られていかなければならぬ、この精神については私も人一倍感じている。そのことは文部大臣がいろいろおっしゃったことと十分同じである。ただ、いろいろ資料が膨大でありますから、文部大臣のお話ですと、時間を少ししかしてくれ、こういうことでありますが、おおむね時期的な見通しとしては大臣はどの辺まで考えておられるか、ちょっとその点を。

○国務大臣(榎本幸弘君) これは実際やつてみませんとわかりませぬし、やはり私は前に申し上げましたように、これは筋としましては、会計検査院にまず調査してもらつて先決じゃないかと思つて、これは政府部内のごときでございますから、国会が大学の経理の中をいろいろお調べ願う

のはけっこうでございますけれども、これはやはり決算の調査ということが主たる国会のあれじやないかと思ひます。会計検査院の不当行為という報告もないのに、各大学の経理の非常な細部にわたりまして、全部国会の要望で調査を出せということになりますと、これはたいへんなことになるわけでありまして、やはり会計検査院の意見も一応承りまして、この調査につきましては、そのうちまたお答えをいたしたいと思ひます。

○委員長(大谷藤之助君) 他に御発言がなければ、本件に対する本日の質疑はこの程度にいたします。

○委員長(大谷藤之助君) 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律案を再び議題といたします。

別にお御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(大谷藤之助君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。――別に御意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(大谷藤之助君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕
○委員長(大谷藤之助君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(大谷藤之助君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(大谷藤之助君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

〔賛成者挙手〕
○委員長(大谷藤之助君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出

昭和四十一年七月二十四日印刷

昭和四十一年七月二十五日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局